破産手続廃止

平成２１年（フ）第２４１５０号
埼玉県川口市戸塚東２丁目９―10
破産者　川西　清二
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２６７号
東京都世田谷区若林４丁目23―23―101
破産者　丸山　美香
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３９０号
東京都練馬区北町８丁目14―19
破産者　飯高　　功
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３７号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目33番７号
破産者　株式会社ファーストブランチ
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３８号
東京都中央区日本橋蛎殻町１―33―７宮本ビル４階、住民票上の住所東京都中央区日本橋浜町２丁目62―１―602
破産者　細野　純一
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１６号
東京都品川区小山６丁目27―１
破産者　加藤ハマ子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６６号
岐阜県岐阜市蕪城町10番地
破産者　明治飲料株式会社
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６７号
東京都世田谷区南烏山３―21―22―Ⅱ―302、開始決定時の住所東京都世田谷区下馬６丁目４―13
破産者　加藤　忠義
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６８号
東京都世田谷区南烏山３―21―22―Ⅱ―302、開始決定時の住所東京都世田谷区下馬６丁目４―13
破産者　加藤まり子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４２号
東京都江東区東陽３丁目８－６－４Ａ、開始決定時の住所東京都江東区木場３丁目16―２―701
破産者　佐藤　　稚
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６０２号
東京都大田区大森南２丁目９－６―306
破産者　庄司美也子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１５号
東京都台東区柳橋１丁目18番９号
破産者　三和株式会社
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１６号
兵庫県神戸市中央区東川崎町１丁目５番５号
破産者　株式会社アルファエィーブル
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１７号
神奈川県鎌倉市小町２丁目12番30号
破産者　リッチョーネファーイースト株式会社
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１８号
東京都港区赤坂１丁目１番16号
破産者　株式会社さんわ厨房
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１８２号
東京都八王子市諏訪町1922―１　松枝住宅２―202
破産者　有限会社西南企画
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５４号
茨城県水戸市元吉田町2265―３、開始決定時の住所茨城県取手市小文間5143―Ｂ―201
破産者　椎名　邦彦
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５５号
茨城県水戸市酒門町4153―５
破産者　椎名眞理子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６５５号
東京都江戸川区南小岩４丁目12―23―202
破産者　羽深　英男
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６５６号
東京都江戸川区南小岩４丁目12―23―202
破産者　羽深　和子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４８９号
東京都文京区本郷１丁目４番７号
破産者　株式会社スタンパ
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部